

# 岩手県警察の巡査長に関する訓令

(昭和42年7月1日警察本部訓令第10号)

[沿革] 中略、平成9年8月警察本部訓令第10号、平成14年3月第6号改正

警察本部  
警察学校  
警察署

岩手県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

**第1条** この訓令は、巡査長に関する規則(昭和42年国家公安委員会規則第3号)および岩手県警察組織規程(昭和49年警察本部訓令第3号)に基づき、岩手県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

**第2条** 所属に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置くものとする。

- (1) 巡査が複数で勤務する署所在地、交番、駐在所、自動車警ら班等については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在署等の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

**第3条** 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査(巡査長たる巡査を除く。以下同じ)に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の職務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

**第4条** 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては4年)に達しており、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験又は巡査部長選抜考査若しくは巡査部長昇任選考考査(以下「巡査部長昇任試験等」という。)に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡査長の選考上申)

**第5条** 所属長は、前条に該当する巡査があるときは、巡査長選考上申書(様式)により、本部長に上申しなければならない。ただし、巡査部長昇任試験等に合格している者についてはこれを省略することができる。

(巡査長選考委員会)

**第6条** 巡査長の選考を行うため、警察本部に、巡査長選考委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもつて組織する。
- 3 委員長は、本部長がこれに当たる。
- 4 委員は、警察本部の部長、首席監察官、警察学校長及び警務課長の職にある者をもつて充てる。
- 5 委員会の事務は、警務課が行なう。

(巡査長の選考方法)

**第7条** 巡査長の選考は、第6条による所属長の上申に基づき書類審査により行うものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査をあわせて行うことができる。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

**第8条** 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験等に合格している者についてはこれを省略することができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

( 巡査長の数の暫定措置 )

2 巡査長の数は、この訓令施行の日から昭和48年8月31日までは、100人以内とし所属ごとの数は別に定める。

⌋

中 略

⌋

附 則 ( 平成9年8月19日警察本部訓令第10号 )

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 ( 平成14年3月20日警察本部訓令第6号 )

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。

様式（第5条関係）

岩手県警察本部長 殿		第 号 年 月 日												
		所属長 <span style="float: right;">印</span>												
巡 査 長 選 考 上 申 書														
氏 名						係 名								
生年月日		年 月 日（ 歳）				拝命年月日		年 月 日						
現俸給額		公安職 級 号給（ 円）												
勤 務 経 歴	警 務	警 務 管 理	生 活 安 全	地 域	刑 事	鑑 識	交 通	警 備	機 動 隊	そ の 他	計	勤 務 部 署		
											年			
											月			
上 申 理 由														

- 備考 1 係名欄は、交番、駐在所及び警備派出所名も付記すること。
- 2 勤務経歴欄は、勤務した係別に勤務年数を年月で表し、勤務部署欄には勤務した課、署名を記載すること。
- 3 上申理由欄は、性格、素行及び過去の主な業績その他巡査長としての適格性について簡潔に記載すること。